

CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 MAY(Vol.108)

CONTENTS

海外拠点ニュース ビジネス・観光で再び活気を取り戻す国際都市・上海.....	2
株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	
新興国ニュース 第108回 海外最新ビジネス情報.....	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：中東危機に対する中小企業支援策.....	7
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシア：ルピア安定×円安の衝撃—日系企業が直面する新たな収益構造—.....	9
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
タイ労働法務関連最新情報アップデート.....	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
香港ビジネス日系企業の現在と未来.....	14
香港マイツビジネスコンサルティング	
中国：2026年1月施行「増値税法実施条例」の解説（最終回）.....	16
～総機構・分支機構の合算申告納税制度や自然人の取扱いなど、新導入ルールと共に、今後の徴税強化の可能性にも注視が必要～	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当社がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当社都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

ビジネス・観光で再び活気を取り戻す国際都市・上海

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

1. はじめに

中国の労働節連休（5月1～5日）期間に上海市から入国した外国人数は延べ7万7000人と、前年同期比2.3%増加しました。このうち、全体の65%にあたる5万人がビザ免除制度を利用しての入国だったということです。

旧フランス租界や外灘、南京路歩行者天国、淮海路・新天地エリアといった上海市内の観光スポットでは英語や韓国語、フランス語、ドイツ語などが飛び交い、上海が国際都市として再び活気を帯びています。



【上海随一の歩行者天国：南京路步行街】

2. 国際都市の活気復活

現在の上海は、日米の企業駐在員が減る一方で、欧州企業の駐在員や起業家、フリーランサー、インドなど新興国からの若い世代の流入が目立っており、2022年のロックダウンの影響を脱し、回復や若返りの過程にあります。

中国のデジタル経済や市場機会を求めて中国でキャリアを築きたいという強い目的意識を持つ若者が、新しい上海の外国人コミュニティの核として根付き始めています。以前は外国人同士のコミュニティで固まる傾向にあったものの、現在は中国人、特に若い世代との交流や協業が活発化しています。

上海は国際的なビジネス拠点、および観光都市としての地位を強化するため、昨年以降、外資投に進めています。外国人が働きやすく、住みやすい環境づくりとして、入国・滞在手続きの効率化や、公共サービス窓口の改善が行われ、行政・生活の両面で多言語化と利便性向上を図っています。



【1924年建設の歴史建築物：武康大樓】

3. 世界一の観光経済大国へ

旅行業界団体の世界旅行ツーリズム評議会（WTTC）はこのほど、中国が2030年までに米国を抜き世界一の観光経済大国となる見通しだと指摘しました。

米金融大手JPモルガン・チェース傘下の旅行代理店「チェース・トラベル」とWTTCとが共同で実施した最新の観光経済効果調査によると、2025年の旅行・観光セクターによる世界経済への貢献額は、前年比4.1%増の11兆6000億ドル（約1800兆円）を記録し、過去最高となりました。このうち、米国が0.9%増にとどまった一方で、中国は9.9%増と大きく伸ばしました。

中国は不動産投資に頼らない新しい成長モデルとして、国内消費に力を入れており、特に旅行・観光部門を重視しています。観光産業は移動以外にも、宿泊や外食、文化体験、都市部と農村部との経済格差是正などの波及効果をもたらすため、経済の持続的な成長を牽引する役割が期待されています。

4. 中国経済の新たな原動力

中国旅行予約サイト最大手の携程集団（トリップドットコム）の創業者、梁建章会長はこのほど、

中国メディアの取材に対し、外国人観光客の誘致を中国経済の新たな成長エンジンと捉え、今後 5 年間で 2 億人の外国人観光客を中国に呼び込むという意欲的な目標を打ち出しました。

ビザ緩和措置に加え、モバイル決済の外国クレジットカード連携や、観光インフラへの継続的な投資により、中国の観光産業は急速に国際競争力を高めています。

梁会長は外国人観光の誘致が、単なる観光消費額の増加だけではなく、医療や教育サービスへの波及効果も大きいという見解を示しています。

外国人観光の誘致を強化することで、長年の課題であるサービス貿易赤字の削減や外貨獲得、為替レートの安定につながるとされ、観光を通じた人的交流が、中国企業の国際競争力やイノベーション能力を高めるとともに、国家の対外イメージ改善にも寄与すると考えられています。

5. 新たな観光スポット創出

上海市は新たなランドマークとなる巨大観覧車「上海之門」を含む五つの文化・観光プロジェクトに 40 億元（約 920 億円）を投資する計画を発表しました。上海市は近代の西洋建築群が集まる外灘や超高層ビル群がそびえ立つ陸家嘴、世界最大級のディズニーランドなどに次ぐ新たな観光の目玉の創出を狙っており、国内外からの観光客を引き付ける戦略を加速させる方針です。

「上海之門」は中心に軸が無い「センターレス」構造の観覧車として世界最高の 228 メートルとなる見込みで、上海市宝山区にあるクルーズ船ターミナルである「呉淞口国際郵輪港」の近隣地に年内に着工される予定です。

上海之門のほか、徐匯区の黄浦江沿い「徐匯西岸」エリアでは人々の憩いの場を提供する長さ 11.4 キロ遊歩道に観光・レジャー機能を強化し、同エリア内には 3000 人を収容できる 360 度球形

の多目的施設「西岸星穹（ウエストバンド・スタードーム）」も建設予定です。

また、上海市松江区にある映画・ドラマのロケ地で、歌手のあいみょんが歌う「マリーゴールド」の MV のロケ地にもなった「上海影視樂園」では、1990 年代の上海の街並みを再現し、人工知能(AI)技術や演劇的要素を融合させた没入型体験施設が新設される予定です。

6. さいごに

先述の梁会長は、中国の外国人観光をめぐる課題について、外国人観光客に中国の安全性や利便性に関する最新の情報が正しく伝わっておらず、従来のイメージが根強いことを挙げています。

上記はまさに日本人にとっても言えることではないでしょうか。一部のメディアによる偏った報道の影響で、どうしてもネガティブなイメージが先行しがちですが、「百聞は一見に如かず」です。

皆さんも是非上海を訪れ、進化する国際都市の醍醐味を、自分自身の目で見て、肌で感じてみてはいかがでしょうか？



【トレンド発信地：南京西路】

上海駐在員事務所

所在地：

上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心
2007 室

Room 2007, Shanghai International Trade Center,
2201 Yan-an Road (West) Shanghai, China 200336

TEL：(+86) 21-6275-1988

FAX：(+86) 21-6275-1989

Email：cbk_sh@fr-chugin.jp

新興国ニュース

第 108 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はシンガポール、マレーシアの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～シンガポール～

■シンガポール予算 2026:外資企業が注目すべき 3 つのポイント

1. 法人税 40%リベート:企業のキャッシュフロー支援

2026 年度シンガポール予算では、企業のコスト負担軽減を目的として法人税 (Corporate Income Tax) の 40%リベートが導入されます。上限は 30,000 シンガポールドルとされ、少なくとも 1 名の現地従業員を雇用している企業には最低 1,500 ドルの現金給付が支給される仕組みとなっています。利益が出ていない企業でも給付対象となる点が特徴で、スタートアップや新規進出企業にとっては実質的な資金支援となります。外資企業にとっては、オフィス賃料や人件費などの初期コスト負担を緩和する効果が期待されており、政府が引き続き企業誘致を重視している姿勢が示された内容といえます。

2 グローバル企業向け税制の見直し (BEPS Pillar2 対応)

OECD が進めるグローバル最低税率 (BEPS Pillar2) への対応が改めて確認されました。

シンガポールでは、多国籍企業グループを対象とする Multinational Enterprise Top-up Tax (トップアップ税) および Domestic Top-up Tax が導入されており、実効税率が 15%を下回る場合には追加課税が発生する可能性があります。これにより、国際

的な税務ルールとの整合性を確保する一方で、企業にとっては税務コンプライアンスやグループ全体の税率管理がより重要になります。

外資企業は、グループ税率やインセンティブの適用状況を改めて確認する必要があります。

3. AI・イノベーション投資への税制優遇強化

シンガポール政府は、企業の生産性向上と産業高度化を目的として、AI や研究開発投資に対する税制優遇を強化しています。Enterprise Innovation Scheme (EIS) では、研究開発や技術投資などの対象支出に対して最大 400%の税額控除が適用される仕組みとなっています。また、AI 導入を促進する支援策も拡充されており、企業のデジタルトランスフォーメーションを後押しする方針です。外資企業にとっては、シンガポールを地域統括拠点や R&D 拠点として活用するメリットがさらに高まる可能性があります。

～マレーシア～

■セキュリティクリアランスの実態と課題

マレーシア政府は近年、幼児教育制度の抜本的な改革を進めています。特に幼児教育 (プレスクール) を 5 歳から開始し、早期教育の質とアクセスを強化する動きが教育政策の中心課題となっています。これらの改革は、2025 年に発表された第 13 次マレーシア計画 (13th Malaysia Plan: 13MP) を起点に進んでいます。

以下これまでの政府の政策のまとめです。

- ・2025 年 7 月 31 日：義務化方針を正式発表
- ・2025 年 7 月 31 日、首相アンワル・イブラヒム氏は国会で、幼児教育を 5 歳から義務化する方針を正式に発表しました。これは教育システム全体の強化を目的とした大規模な教育改革の一環です。政府はこの改革を教育の基盤強化と位置づけ、初等教育に先立つ早期学習の重要性を強調していま

す。また改革パッケージには、英語や STEM（科学・技術・工学・数学）教育の強化、カリキュラム見直し、教師育成強化など多くの施策が含まれています。

- ・ 2025 年 8 月：法律整備の準備開始
- ・ 2025 年 8 月 20 日、教育省は幼児教育全体を包括的に規定する早期教育法（Early Childhood Education Act）の草案を作成する方針を発表しました。

これは義務化方針を実効化するための法的基盤整備となるもので、現行制度の分断を解消し、幼児教育の質と基準を統一する狙いがあるとされています。

- ・ 2026 年 1 月～2 月：新たな就学年齢体系の公表
- ・ 2026 年 1 月 20 日、首相は 全国教育ブループリント 2026–2035（National Education Blueprint）の発表に合わせ以下の新体系を示しました。
 - ・ 幼児教育（プレスクール）は 5 歳から開始
 - ・ 小学校 1 年（Year One）は 6 歳から入学可能ただし、この変更は初年度については「義務」とせず、親の判断で進学準備が整っていない場合は従来どおり 7 歳入学も選択可能 とされています。

今回の政策転換は以下のような狙いがあるとされています。

【改革の背景と狙い】

- ・ 基礎的な学習能力の底上げ（読み書き・算数等）
- ・ 教育格差の是正（農村やコミュニティスクールへのアクセス改善）
- ・ 初等教育への円滑な移行（診断評価制度の導入）

マレーシアは東南アジアの中でも語学教育水準が比較的高い国と評価されており、特に英語教育の基盤が整っている点が強みとされています。その

ため近年では、周辺国のみならず中東や東アジアなど諸外国からの留学生も増加傾向にあります。今後予定されている幼児教育改革、とりわけ就学前教育の制度強化や質の標準化が進めば、マレーシア国内に居住する外国人家庭にとっても大きな機会となる可能性があります。早期教育段階から体系的かつ英語を含む多言語環境で学べることは、子どもの将来的な進学や国際的な進路選択においても有利に働くことが期待されます。

■ 2025 年の GDP まとめと 2026 年観光産業として位置づけ

東南アジア経済の中核を担うマレーシアは、2025 年に堅調な経済成長を達成しました。

そして現在、2026 年に向けて観光産業を軸としたさらなる成長戦略を打ち出しています。

以下 2025 年における GDP 成長となります。

- ・ 第 1 四半期：4.4% 成長
- ・ 第 2 四半期：4.4% 成長
- ・ 第 3 四半期：5.2% 成長
- ・ 第 4 四半期：6.3% 成長

2026 年における観光産業としてのマレーシア政府は予算案において、RM700 百万超の観光関連予算を計上しました。

これは 2026 年のスローガンとしての Visit Malaysia Year 2026 の成功を国家的プロジェクトとして位置付けていることを示していると言えます。

【主な内訳】

- ・ RM500 百万：VM2026 全国プロモーション
- ・ RM60 百万：文化・観光イベント支援
- ・ RM50 百万：地元工芸・伝統産業支援
- ・ RM50 百万：国際便・チャーター便誘致補助
- ・ RM25 百万：観光インフラ・遺産保全
- ・ RM20 百万：医療観光強化

上記を通じた積極的な観光への投資は経済にも税制優遇や民間投資・雇用創出などの多大な影響を与えることが期待されています。

一方で多くの観光局に対しての現地住民が対応できるのかという懸念も残ってくるかと思えます。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <https://tcg-wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先： f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア：中東危機に対する中小企業支援策

Kato Business Advisory Managing Director

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- 中東危機に対する中小企業支援策
- 電子請求書の緩和措置延長/再輸入の関税・売上税免除

<電子請求書—小規模企業に対する緩和措置の延長>

N子：加藤さん。前回で、ようやく電子請求書コンプライアンスレビューのフレームワークに関するご解説が終わりましたが、今回から2026バジェットに戻れますか？

加藤：その予定だったんですが、つい先日財務省が中東危機に対する中小企業支援策を出したため、本日はその話をさせていただきます。

N子：タイムリーですね。宜しくお願ひ致します。

加藤：はい。マレーシア財務省は20日、中東情勢の緊迫化を受けて、中小企業向けの支援策を発表しました。

N子：はい。

加藤：まずは電子インボイスです。売上高100万リンギ(約4,000万円)超～500万リンギ以下の企業につき、既に今年の1月導入が開始されました。

N子：これで売上高100万リンギ未満の会社等以外は全て電子インボイス制度が導入されましたね。

加藤：はい。ただ現状、売上高100万リンギ(約4,000万円)超～500万リンギ以下の企業に対しては、いわゆる緩和措置というのが認められています。

N子：どの様な緩和措置ですか？

加藤：今年末までは統合インボイスでも良いというものです。個別のインボイス発行ではなく、月

中の請求を纏めて表示するだけの極めてシンプルなものでも良いという内容です。

N子：なるほど。

加藤：この緩和措置が1年間延長され、2027年12月31日まで適用されることになりました。

N子：これで随分楽になりますね。

加藤：その通りです。

<再輸入の関税・売上税免除>

加藤：次に関税とSST(売上税)です。

N子：はい。

加藤：紛争の影響で出荷元に返送されたマレーシア産製品について、再輸入に該当する場合でも、今年12月末まで関税と売上税を免除する旨が発表されました。

N子：良いですね。

加藤：はい。加えて、建設、農業、農産食品、物流・運輸、観光業界など、中東紛争の影響を受けた企業には財務省傘下の事業融資保証公社シャリカット・ジャミナン・プンビヤヤン・プルニアガン(SJPP)を通じた保証を拡大する事も発表されています。

N子：はい。

加藤：保証枠を総額50億リンギ追加し、政府による保証を元本の最大80%に拡大、保証期間は最長10年となっています。

N子：なるほど。

加藤：アンワル・イブラヒム首相兼財務相は、中東紛争による影響は一時的なものではなく、長期にわたる可能性を考慮するべきだとし、「政府は事業継続と雇用の維持のため、金融機関や業界関係者と緊密に連携していく」と述べたそうです。

N子：はい。

加藤：ただ、この政府保証の対象はマレーシア資本マジョリティの企業だけなので、あまり皆さんには関係ないかもしれません。

N子：ありがとうございました。

NNA 隔週記事 (出所：NNA)

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名 (2020 年 11 月 時点)

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシア：ルピア安定×円安の衝撃

—日系企業が直面する新たな収益構造—

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）

榮 颯馬氏

2026年上半期においても、為替市場の動向は日系企業のインドネシアビジネスに極めて大きな影響を与えています。特に円安の長期化は、単なる為替差損益の問題にとどまらず、価格設定、資金調達、さらにはグループ内取引の設計にまで影響を及ぼしています。一方で、インドネシアルピアは相対的に安定した推移を見せており、この「円安×ルピア安定」という構図が、従来とは異なる経営判断を迫る要因となっています。本稿では、2026年上半期時点での為替環境を整理し、会計・税務・実務の観点からその影響と対応策について解説します。

2026年上半期の為替動向の特徴

2026年前半の為替市場の最大の特徴は、引き続き円安基調が継続している点にあります。日本は依然として低金利政策を維持しており、米国をはじめとする海外との金利差が縮まらない状況が続いています。その結果、円は主要通貨に対して弱含みで推移し、対ドルのみならず対ルピアにおいても購買力が低下しています。

一方、インドネシアルピアは比較的安定しています。インドネシア中央銀行（Bank Indonesia）はインフレ抑制と通貨安定を重視した政策運営を行っており、急激な通貨下落は回避されています。また、資源価格の底堅さや海外投資の流入もルピアの安定を支える要因となっています。このため、過去のような「ルピア安によるコスト優位性」を前提としたビジネスモデルは徐々に見直しが必要な局面に入っています。

日系企業の収益構造への影響

この為替環境は、日系企業の収益構造に対して複雑な影響を及ぼしています。

まず、日本からの輸入に依存する企業にとっては、円安は直接的なコスト増加要因となります。日本本社からの部品や原材料を調達している場合、円建て価格の上昇に加え、ルピア換算でも負担が増加するため、粗利率の低下につながります。特に製造業や建設業では、この影響が顕著に現れています。

一方、インドネシア国内で調達・生産を行う企業にとっては、必ずしもネガティブな影響だけではありません。現地調達比率が高い企業はコスト上昇を一定程度抑えることができ、さらに輸出を行っている場合には、外貨建て売上の円換算額が増加することで利益が押し上げられる可能性があります。

ただし、注意すべきは為替変動による利益の「見かけ上の増加」です。円換算での利益が増加しても、実際のキャッシュフローや現地通貨ベースでの収益力が改善しているとは限らず、経営判断を誤るリスクもあります。

会計・税務上の論点

為替変動は、会計および税務上の処理にも重要な影響を及ぼします。

まず、外貨建取引の評価替えによる為替差損益は、損益計算書の変動要因となります。特に決算期末における外貨建債権債務の再評価は、利益を大きく変動させる可能性があり、経営指標の解釈には注意が必要です。

また、インドネシア税務においては、為替差損益の損金算入可否や、最終課税対象収入との関



係整理が求められる場面もあります。例えば、預金利息など最終課税対象となる収益と関連する費用の取扱いについては、税務上の調整が必要となるケースがあります。

さらに、グループ内取引においては移転価格への影響も無視できません。為替変動により利益率が変動した場合、独立企業間価格との乖離が生じる可能性があり、その合理性を説明するための文書化が重要となります。特に近年は税務当局による分析が高度化しているため、為替影響を踏まえたロジックの整理が求められます。

実務上の対応策

このような環境においては、為替リスクに対する戦略的な対応が不可欠です。

第一に、為替エクスポージャーの把握です。売上、仕入、借入などがどの通貨に依存しているかを整理し、為替変動が損益に与える影響を定量的に分析することが重要です。

第二に、ヘッジ戦略の導入です。為替予約や自然ヘッジ(収入と支出の通貨を一致させる方法)などを活用することで、為替変動による影響を一定程度抑えることが可能です。ただし、インドネシアではデリバティブ取引に関する規制や実務上の制約も存在するため、事前の検討が必要です。

第三に、価格戦略の見直しです。為替変動を価格に転嫁できるかどうかは、業種や市場環境によって異なりますが、契約条件に為替条項を組み込むなど、中長期的なリスク管理の視点が重要となります。

さいごに

2026年上半期の為替環境は、日系企業にとって従来以上に重要な経営課題となっています。円安の長期化とルピアの安定という状況は、一見すると単純なトレンドに見えますが、その影響は収益構造、会計処理、税務対応にまで広範に及びます。

為替は企業がコントロールできない外部要因である一方、その影響をどのように管理し、経営に反映させるかは企業の戦略に委ねられています。今後も不確実性の高い環境が続く中で、現地制度と実務を踏まえた柔軟かつ戦略的な対応が、インドネシアビジネスの持続的成長を左右する重要な鍵となるでしょう。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

タイ労働法務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの労働法務情報についてお届けいたします。

組織再編による解雇時の特別解雇補償金

タイの労働者保護法では、会社都合により労働者を解雇する場合、解雇補償金を支払わなければならないと規定されています。さらに、オートメーション（労働者に代わって機械設備を導入することに伴い人員を削減する場合）においても、企業は「特別解雇補償金」を支払う義務があるとされています。この「特別解雇補償金」の支払い対象となる事案については誤解されやすいため、労働者保護法の条文の一部を以下に整理しました。

- ・ 第 118 条 使用者側の都合による雇用終了時には、労働者の勤続年数に応じて解雇補償金を支払わなければならない。(*¹)
- ・ 第 121 条 機械の導入、機械又は技術の変更に伴い使用者が部署、製造工程、販売又はサービスを改善したことにより、労働者数を削減する必要が生じ、使用者が労働者との雇用契約を終了させる場合には、使用者は、雇用終了予定日の 60 日以上前に対象労働者及び労働監督官に対して、雇用終了日、理由、対象労働者名を通知しなければならない。(*²)
- ・ 第 122 条 勤続年数が 6 年以上である労働者との雇用を上記の理由で終了させる場合には、使用者は、解雇補償金に加え、勤続年数 1 年につき少なくとも最終賃金の 15 日分の賃金額に相当する額以上の特別解雇補償金を支払

わなければならない。ただし上限は 360 日分を超過しない範囲とする。(*³)

過去の事例で、ある民間企業が、人事および会計業務を海外の統括センターに移管する方針をとったため、一部従業員の解雇が必要となりました。しかしながら、これはオートメーションではなく、組織再編に伴う解雇であるため、労働法第 121 条および 122 条に基づく特別解雇補償金の支払い義務が発生するのかが問題となりました。この事例に対し、最高裁判所判決第 1396/2548 号および第 5736/2548 号では、特別解雇補償金の支払い義務が生じる解雇とは、オートメーションの場合に限られると判断しています。つまり、組織再編、またはオートメーション以外の理由による解雇は、労働法第 121 条および 第 122 条に基づく解雇には該当しないとされました。したがってこの事例では、労働者は、労働法第 118 条に基づく通常の解雇補償金のみの受け取りが認められることとなりました。しかしながら、このような事例においても、労使間での合意内容や個々の雇用契約において特別な手当等の支給が定められている場合には、使用者はその合意内容に従う必要がありますので、その点には注意が必要です。

出典*¹~*³ Labour Protection Act B.E. 2541 (1998), Sections 118, 121, and 122

解雇予告手当の支払い

解雇予告手当の支払いは、一般的に期間の定めのない労働契約の労働者を解雇する際に、発生する問題です。しかし、注意すべき重要な点として、有期契約労働者や試用期間中の労働者であっても、一定の条件を満たす場合には、同様に解雇予告手当の支払いが必要となります。

労働保護法第 17 条では、使用者が労働者を解雇する際には、一賃金期間以上前の通知を行う必要があると定めています。もし使用者が一賃金期間以

上前の予告を行わなかった場合には、労働者に対して解雇予告手当を支払う義務を負います。この原則は、試用期間中の従業員にも適用されます。

賃金期間とは

タイ法では、使用者が労働者を解雇する場合、少なくとも一回の給与計算サイクルを経て事前に通知しなければならず、この期間を「一賃金期間」と呼びます。

解雇予告手当とは

手当の算出方法は、各会社の給与支払い日によって異なります。たとえば、使用者が毎月月末に賃金を支払っており、労働者を4月30日付で退職させたいと考えているとします。

この場合、一賃金期間を確保するため、遅くとも3月31日（直前の賃金支払日）までに解雇の予告を行う必要があります。これにより、解雇は次回の賃金支払日である4月30日から有効となります。しかし、使用者が4月15日に解雇を通知し、4月30日に解雇したい場合は、一賃金期間に満たない予告とみなされます。この場合解雇は、5月31日から有効となります。しかしながら、4月15日付で即時解雇を行いたい場合には、労働者に対して解雇予告手当を支払う義務が生じます。

一般的に、一賃金期間の解雇予告手当は、労働者の最終賃金の30日分、または1か月分として算定されるのが通例ですが、必ずしも「30日分」ではないことを過去の判例から学ぶことができます。以下に事例をご紹介します。

計算例

労働者の月給が30,000 パーツ（給与支払い日は毎月月末）の場合を例とします。4月30日付で解雇する場合は、3月31日までに解雇予告を行う必要があります。もし3月31日付で即時解雇する場合には、30日分（30,000 パーツ）の解雇予告手当を支払わなければなりません。

一方で、4月15日に解雇を通知した場合には、解雇は、5月31日から有効となりますが、もし4月15日付で即時解雇する場合には、**45日分（45,000 パーツ）**の予告解雇補償金を支払う義務があります。これは、4月16日～30日分と5月1日～31日分の賃金に相当します。（*1）

【前提条件】

解雇日：4/30 給与支払い日は毎月月末

【ケース①】 通常の一賃金前に予告

3/31（解雇予告）-----> 4/30（解雇）

※一賃金期間以前（一賃金期間4/1～4/30）に予告済となるので
解雇予告手当は不要

【ケース②】 即時解雇の場合

3/31即時解雇 → 30日分の手当が必要 3/31（即時解雇）

3/31（即時解雇）×----->（本来の解雇日 4/30）

↳ **30日分（30,000パーツ）支払い**

※一賃金期間以前の予告がなかったと考えられる為、
給与30日分の解雇予告手当が必要

【ケース③】 通知が遅れた場合

4/15に解雇予告 → 5/31解雇（通知が遅れたため45日後に解雇可能）

4/15（遅れて予告）----->（解雇日 5/31）

※一賃金期間以前の予告を達成する為には解雇日を5/31に延長する必要がある。
解雇日を延長できるのであれば、解雇予告手当は不要。

【ケース④】 即時解雇の場合

4/15 即時解雇 → 45日分の手当が必要

4/15（即時解雇）×----->（本来の解雇日 5/31）

↳ **45日分（45,000パーツ）支払い**

※一賃金期間以前の予告がなかったと考えられる。

さらに4月16日～30日分の給与である15,000 パーツも加算する必要がある。

以上のように、解雇予告手当の支払い制度は、労働者が突然の解雇によって不利益を被らないよう保護する仕組みであり、使用者は自社の給与期間に沿って適切に支払う法的義務を負います。これを怠ると、労働者の権利侵害や法的紛争の原因となるおそれがあります。

特に注意が必要なのは、手当の算出は給与支払い日を基準として算出するという点です。従いまして「解雇予告手当は給与1か月分を支払えば良い」という理解は誤りであることが、上記からご理解いただけるかと存じます。

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構
メンバー)

Asia Alliance Partner は2004年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

香港ビジネス日系企業の現在と未来

香港マイツビジネスコンサルティング

在香港日本国総領事館、ジェトロ香港事務所、香港日本人商工会議所が共同し、2026年2月時点で香港における日系企業を対象に、香港を取り巻くビジネス環境に関するアンケート調査を実施しました。

第16回 香港を取り巻くビジネス環境にかかるアンケート調査 (2026年3月)

https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=40949181

231社の回答データに基づいた調査結果から見える香港ビジネスの現状を解説します。

1. 業績動向：DI値が「プラス」に転換

企業や経済全体の動向を数値化したDI値(景気動向指数)が、コロナ禍の2022年上半期にマイナスに転じて以来、初めてプラス(5.0)に回復しました。さらに2026年の見通しは12.7と、改善が見込まれています。業種別に見ると、特に金融・リース業が全体を牽引しており、商社や卸売業も2026年は改善に向かうと予測されています。業績の改善理由としては「香港市場での売上増加」が最多(35.5%)で、次いで「中国本土以外の海外市場への輸出拡大による売上増加(26.3%)」となっており、いずれも期待が高まっています。一方、2026年の業績見通しについて約半数の企業は「横ばい」と回答しています。

2. 人材動向：深刻な「人材不足」に変化の兆し

これまでの調査で大きな課題だった人材確保については、人材不足による業務への悪影響を感じている企業は4.8%にとどまり、2023年1月からの設問以来、最も低い水準になりました。しかし、人材

について課題が完全に解消されたわけではなく、過去1年間に離職があった企業は約半数にのぼり、そのうち27.4%が代替人材の確保に苦労しています。主な理由は「採用条件を満たす人材の応募がない」ことで、目下の課題となっています。

3. 物流環境：中国市場の停滞による影響

物流分野は厳しい状況が続いています。物流企業の約6割が、香港からの輸出・輸入ともに「物流量が減少した」と回答しています。その理由として「中国市場の停滞による影響」と「サプライチェーンの再編(チャイナ・プラス・ワン、香港迂回貿易など)」が共に65.5%で最多となっています。香港域内のコスト高や労働力不足と、輸送費用や倉庫費用の悪化を指摘する声もあります。「中継貿易のハブ」だった香港の機能が、徐々に構造的な変化を迫られていると言えます。

4. 国家安全関連法：懸念は低下傾向に

「香港国家安全維持法」および「国家安全維持条例」に対する懸念(「大いに懸念」+「懸念」)は34.2%となり、前回調査から低下しました。実際に「施行によるマイナスの影響が生じている」と答えた企業はわずか8.2%にとどまり、7割の企業が「影響は生じていない」と回答しています。ビジネス現場では法律そのものよりも、実務的なコストや経済の見通しに意識が向いている様子がうかがえます。

5. 香港拠点の位置づけ(メリット及び評価)

今回から新設設問となる香港のメリットについては、「低税率」「フリーポート(関税が原則無税)」「中国市場へのアクセスの容易さ」が上位となりました。続いて「金融・資本市場」「優秀な人材(香港人)」が評価されています。また日本本社による香港の評価も新設設問として加えられ、過半数が「どちらともいえない」でしたが、約8割以上の企業において本社から役員クラス以上の社員の来訪があ

り、対面往来が広く定着していることが分かりました。

6. 大湾区（GBA）への期待と課題

広東省・香港・マカオを一体化する「粵港澳大湾区（GBA）発展計画」について、約半数の企業がこの計画に「期待している」と回答しました。特に市場拡大やイノベーションの進展に期待が寄せられています。一方で、「自社事業には関係がない」と考えている企業も少なくありません。現時点において制度や実現性はまだ身近ではなく、いかに日系企業が具体的なメリットを享受できるかが、今後の焦点となるでしょう。

7. 北部都会区（Northern Metropolis）の開発

大湾区(GBA)と並んで注目されているのが、香港北部の新開発エリア「北部都会区」です。本調査では、48.0%の企業がこの開発に「期待している」と回答しています。具体的には「市場拡大（56.2%）」や「ビジネス環境の整備（50.4%）」が上位を占めています。一方で、GBAと同じく約半数の企業は「自社事業との関係が薄い」と感じており、「関心が低い」または「業務多忙で内容を把握できていない」割合がやや高い傾向にあります。課題としては、計画の実現性、財源確保、インフラ整備、また香港の存在意義が薄まることへの懸念などが挙げられています。

今後、日系企業の香港拠点の役割はどう変わのでしょうか。現在、多くの日系企業は香港拠点の活用方針を「現状維持（62.3%）」としています。「縮小・撤退」を検討する企業は10.3%に減少し、逆に「拡大」を検討する企業が微増（7.8%）するなど、香港の価値を再評価する動きも見られます。香港は今、コスト高や物流の変化という試練に直面しながらも、金融ハブとしての強みや低税率という強いメリットを武器に、新たな成長の形を模索しています。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

—お問い合わせ先—

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

中国: 2026年1月施行「増値税法実施条例」の解説 (最終回)

～総機構・分支機構の合算申告納税制度や
 自然人の取扱いなど、新導入ルールと共に、
 今後の徴税強化の可能性にも注視が必要～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

本稿は、JP マイツ通信 2026年2月号、同3月号に続き、増値税法実施条例i (以下“本実施条例”と表記) に関し、売上税額、前2回で取上げなかった重要項目及び留意事項を解説します。今回は最終回となります。

1. 売上税額

売上税額も、以下の通り、基本的に従来からの枠組みを維持しています。

(1) 外貨決済レート

外貨決済の換算レートは①取引発生日または②月初1日の有効的な人民元換算レート仲値のいずれかを選択し、確定後、12か月以内は変更不可です。従い、実質的に増値税暫定条例実施細則 (以下“旧実施細則”と表記) iiを踏襲しています。

(2) 税務機関による売上額の算定方法

また、税務機関による売上額の査定 (中国語: 核定) 方法も、下記①から③に順に適用します (以下 (旧実施細則からの追記箇所を下線表示)。下記③では新たに原価利益率を10%とするものの、実情に合わせて調整可能、との条項が追加されました。

- ① 直近期間における類似の商品、サービス、無形資産、不動産の納税者の平均販売価格に基づき決定
- ② 他の納税者が直近期間に販売した類似の商品、サービス、無形資産、不動産の平均価格に基づき決定
- ③ 構成課税価格に基づき、“構成課税価格 = 原価 × (1 + 原価利益率) + 消費税額”により算出
 尚、上記式の原価利益率は10%とするが、税務部門は業界の実際の原価利益状況に応じて同率を調整可能と規定。

(3) 増値税の“税込み”表示価格時の課税標準の計算式

増値税法ⁱⁱⁱでは、販売額 (課税標準) を税抜き価格とする旨が明確に定義 (すなわち外税方式 (税抜方式) が原則) とされました。本実施条例では、以下の通り、税込み価格時の計算式を示し、改めて、課税標準は税抜価格、との原則が定めています。尚、この計算式 (逆算式) 自体は従来からの変更なく、増値税暫定条例及び他の規定に表記された両方式を、本実施条例にて統一表示しました。

- **一般計算方式 (課税標準):**

$$\text{販売額} = \text{税率を含む売上} \div (1 + \text{税率})$$
- **簡易計算方式 (課税標準):**

$$\text{販売額} = \text{税金を含む売上} \div (1 + \text{徴収率})$$

(4) 増値税の納税義務発生時期

増値税法では、納税義務の発生時期は“販売代金の受領日”、或いは“販売代金の受領を証明する証憑書類の取得日”を原則としますが“先に発票を発行した場合は、同発行日を納税義務の発生時期”と定めています。当該補足として、本実施条例では納税義務発生時期を以下に、より詳細に定義しています。

- **販売代金の受領**：納税者が課税取引の過程或いは完了後における、代金の受領を指す
- **販売代金の受領を証明する証憑書類の取得日**：書面契約^(*)にて確定した支払期日を指す。
(※実務的には、契約・請求書等が含まれると思われる。)

また、書面契約を未締結・書面契約の支払期日が未確定の場合の、“課税取引完了日”は以下の通りです。

取引種類	納税義務発生時期
貨物	発送日
役務提供日	役務完了日
金融商品	所有権移転日
無形資産 ・不動産	譲渡完了日

尚、輸出取引の場合、通関日が代金受領日、代金受領書類の取得日または発票発行日よりも前である場合、納税義務の発生日は通関日となる旨に留意が必要です。

2. その他事項

➤ “個人”納税者の明確化

本実施条例では、個人には（市場監督管理局に工商登記した）個人事業主（工商个体戸）と自然人が含まれ、後者は“小規模納税者”となる旨を明記しています。また、後者の自然人が課税取引を発生させた場合には、対価を支払う国内企業が源泉徴収義務者となります。すなわち、フリーランス等の自然人と取引する企業には適切な源泉徴収責任が増したこととなり、注意が必要です。

また、“課税取引の発生頻度が低く、且つ課税対象取引の範囲に該当しない主な事業を有する”等の“非法人単位（企業）”は、小規模納税者を選

択できる、とされ当該“非法人単位（同）”は一般納税人と小規模納税人のいずれかを選択可能です。

➤ 小規模納税人について

増値税法等の通り、年間課税売上高 500 万元超であれば一般納税人が必須であり、また同基準以下でも“健全な会計制度等を有すれば一般納税人の登記が可能”と定め、謂わば“一般納税人が原則的なステータス”との枠組みですが、売上高基準等に加えて、更に上記（1）等に該当すれば小規模納税人となります。

また、本実施条例では、現行の枠組み・増値税法の通り、小規模納税人は、納税期間は四半期ごと・一般納税者として登録後、納税者は小規模納税者に転換できない点にも留意が必要です。

➤ 発票の取扱い

本実施条例における発票の取扱いも現行の枠組みの通りですが、上記の自然人の取扱いも含め、より整備・統合された内容となっています。一例として、増値税専用発票を発行不可とするケースは以下です。

- ① 課税取引の購入者が自然人である場合
- ② 課税取引が増値税免除となる場合
- ③ 国務院財政・税務主管部門が規定するその他の場合

また、増値税専用発票を発行後、記載ミスや販売割引・中止・返品等の状況が発生すれば、国務院税務主管部門の規定に従い、無効処理或いは赤字の増値税専用発票を発行しなければならず、無効処理せず、且つ赤字体の専用発票を発行しなければ、本実施条例に基づき売上税額又は売上額の控除は不可です。

▶ **総機構・分支機構の合算申告納税制度の導入**
 増税法並びに本実施条例における重要な変更事項の一つに、増税の総公司（現地法人本社）による分公司（現地法人の支店）との合算申告納税が可能となった点が挙げられ、以下の通り、実施します。

✓ **総公司与分公司が異なる省（自治区、直轄市を含む、以下同じ）内にある場合：**

国务院財税主管部門の承認を得て、総公司が当該所在地の所轄税務局にて合算申告納税が可能

✓ **同一省内・異なる市区にある場合：**

省級財税部門の承認を得て、総公司が当該所在地の所轄税務局にて合算申告納税が可能

▶ **税収優遇**

本稿では割愛していますが、農産物や学校、医療機関等々に対する税収優遇政策は、第4章（全7条項）が定められていますが、基本的に現行体制を維持しています。

3. 留意事項（全3回のまとめ）

増税法自体が現行の枠組みを維持したものである以上、本実施条例も同様の建付けです。従い、大部分の条項は、従来の国家税務総局令等の複数の下位規範に分散された形で規定されていた各種ルールを直接的・統一的に規定したもののや、一層の整備を加え明確化したものが主体です。

その一方で、第2回の**長期資産の混合用途にかかる仕入税額控除の500万元ルール**や、今回の**総機構・分支機構の合算申告納税制度**など、新

たな制度も導入され、**実務的には変更が生じ得る重要項目があります。**

また**徴税管理**に関しても、**要注意**です。従来の実務慣行では、規定とは異なり、単に「発票発行日＝納税義務発生日」として取扱われる例が散見されました。しかし現在、金税システムのアップグレードもあり、税務当局による企業の実態把握がより容易となっています。従い、**本実施条例等の施行により、納税義務発生時期に則った発票発行及び納税対応が求められるとの徴税強化の可能性があり、今後、税務調査を含めた、実務運用面での変化の有無にも注視すべき**と考えます。

勿論、本実施条例の施行等を受けた、更なる補充規定の公布等も考えられる為、実務運用を含めた最新動向への注視が必要です。

マイツグループ

日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】：<http://www.myts.co.jp>

【TEL】03-6261-5323 / 【FAX】03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら）Email：yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

ⁱ 原文 URL: [中华人民共和国増税法实施条例_税務_中国政府網](#)

ⁱⁱ [中华人民共和国増税暫行条例实施细则](#)

ⁱⁱⁱ [中华人民共和国増税法_中国政府網](#)